

東京都里親認定基準改正のお知らせ

○都内には社会的養護を必要とする子供が約4千人



○里親とは・・・

こうした子供たちを家庭に迎え、成長をサポートする方であり、都が認定を行っています



認定基準 主な改正のポイント

1 年齢要件における上限を撤廃します

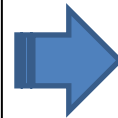
養育家庭→65歳未満
養子縁組里親→50歳未満



上限撤廃

2 配偶者がいない場合の要件を緩和します（養育家庭）

補助者として
親族もしくは事実婚の
同居者がいること



- ①補助者として親族以外の同居者も可
- ②特段の事情がある場合は、補助者がいなくても可

里親になりませんか

新たな認定基準は

平成30年10月1日から施行されます

里親になることを希望される方や
関心をお持ちの方は
お住まいの地域の児童相談所まで
お問い合わせください

